

宮代町告示第182号

指定管理者の指定に関する告示

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定をしたので、宮代町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

平成27年12月25日

宮代町長 榎本和男

- (1) 指定をした日
平成27年12月9日
- (2) 指定をした理由
特定非営利活動法人きらりびとみやしろのボランティアや福祉作業所、学校との積極的な連携、利用者のニーズに合わせた取り組みは評価できる。また、次期指定管理についてもこれまでの実績をいかし、さらに堅実で充実した運営が期待されるため。
- (3) 管理を行わせる公の施設の名称
宮代町福祉交流センター陽だまりサロン
- (4) 指定を受けた団体の所在地、名称及び代表者名
埼玉県南埼玉郡宮代町川端三丁目8番25号
特定非営利活動法人きらりびとみやしろ
理事長 島村孝一
- (5) 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで